## プレス・リリース

2010 年 10 月 バーゼル銀行監督委員会

## 規制資本の最低所要水準と資本バッファーの水準調整:トップダウンアプローチ

国際的に所要自己資本を強化する取り組みの一環として、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、銀行システムが保有すべき所要自己資本水準について「トップダウン方式の」評価を実施する作業部会を設立した。この作業部会では、リスクベースの普通株等 Tier1 比率や Tier1 比率に加え、Tier1 を分子とするレバレッジ比率並びに普通株等 Tier1 及び Tier1 比率に上乗せされる規制上のバッファーに関する実証分析を行った。このトップダウン方式による作業は、バーゼル委が新資本規制枠組みの水準調整を行う際のインプットの一つとなり、長期的な経済影響度評価グループ(LEI)によって実施されたコスト・ベネフィット分析を補完するものである。また、今後の規制改革が個別銀行に及ぼす「ボトムアップ方式の」定量的影響度調査(QIS)の確認にも役立った。

本報告では、トップダウン方式の水準調整に関する成果をまとめている。とくに、本報告は水準調整作業の概念的なフレームワークを提供するほか、様々な実証研究とその結果を要約している。

## バーゼル銀行監督委員会について

**バーゼル銀行監督委員会**は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。